◎農業者戸 別 所得 補 償 法案新 旧 対 照 表

租 脱特別 措 置法 昭 和三 十二年法律第二十六号) 抄) (附則第九条関係

傍線部 分は改正 一部分)

及び

γ,

手

年

日

定す

強

化

定計 1 得補償法 は同号の の二第一 の交付を受けた場合において、 に規定する交付金その他これに類するものとして財務省令で定め 第七項におい る農業経営改善計画に係る同項の認定を受けたもの 促 る交付金又は補助金 か (農業 ず ら平成二十七年三月三十一日までの期間内の 進 画 項若しくは第四項 れか少ない金額以下の金額を農業経営基盤強化準備金として 法第十二条第二項 業を廃止した日の属する年を除く。) 法 应 | 条 の 経営基 に要する費用の支出に備えるため、 一項に規定する認定計画 という。) 昭 生産方式を合理化することをいう。 (平成二十六年法律第 和 て「認定農業者」という。) Ŧi. 盤 + 青色申告書を提出する個人で、 強 の定めるところに従つて行う農業経営基盤強 五年法律第六十五号)第十二条第一 化 準 (以下この項において「交付金等」という。) 第二号の農業経営の規模を拡 備 第五条第 金 改 正 農業経営基盤強化促進法第十二条 (第三項及び第七項に 項、 案 第六条第一項又は第七条 が、 において、 第三条第一 次に掲げる金額のうち 平成十九年四月 以下この項において 農業経 日 0) 大すること又 農業者戸 (第三項 属する各年 おい 項 営基 項に規定す 第四 盤強 7 反び 別 認 条 日 化 所 化 第二十四条の二 補助金 促進法 7 う。) る費用の支出に備えるため、 方式を合理化することをいう。 条第二項第二号の農業経営の規模を拡大すること又は同号の 規定する認定計画 た場合において、 付金その他これに類するものとして財務省令で定める交付 年法律第八十八号) 第七項において「認定農業者」という。) る農業経営改善計画に係る同項の認定を受けたもの に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律 から平成二十七年三月三十一日までの期間内 (事業を廃止した日の (農業経営基 金額以下の金額を農業経営基盤強化準備金として積み立てたと の定めるところに従つて行う農業経営基盤強化 (以下この項において「交付金等」という。) の交付を受け (昭 和五 盤強 十五年法律第六十五号) 青色申告書を提出する個 農業経営基盤強化促進法第十二条の二第二項に 化 (第三項及び第七項において「認定計 第三条第 準 備金 属する年を除く。) 現 次に掲げる金額のうちいずれか少な 一項又は第四条第一項に規定する交 以下この項において同じ。) 行 が、平成十九年四 第十二条第 人で、 において、 0) 農業経営基 日の属する各 農業の (第三項 (同法第 項に規 (平成十八 画 に要す 金又は 担 月一 盤

とい

生

産

分の事業所得の金額の計算上、 積み立てたときは、 当該積み立てた金額は、 必要経費に算入する。 当該積立てをした年

- 出に備えるものとして政令で定める金額 当該交付金等の額のうち農業経営基盤強化に要する費用の 支
- ところにより 当該 積立てをした年分の 計算し た金金 事業所得 0 金額として政令で定める

(農業経営基 |盤強化準備 金

第六十一 におい おい 等 二十七年三月三十一日までの期間 改善計画に係る同 及び清算中の各事業年度を除く。) 定する特定農業法人 認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程 法人」という。) る農業生産法 (農業経営基 という。) て「特定農用地利用規程」 条の二 て同じ。) 内の日を含む各事業年度 人 に該当するものが、 又は農業経営基盤強化促進法第二十三条第 盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経 青色申告書を提出する法人で、 (以下この項及び第三項におい 項の (認定農業生産法人を除く。) 認定を受けた農地法第二条第三項に規定す という。) に定める同条第四 の指定期間内において、 (以下この項におい 平成十九年四 (解 散 の日 て 認定農業生産法 月一 を含む事 をいう。 「認定農業生産 て 日 (第三 から平 「指定期 農業者 業年度 第三項]項に規 項 項 成 \mathcal{O} 営 人

> きは、 0 金額の計算上、 当該積み立てた金額 必要経費に算入する は、 当該積立てをした年分の事業 所 得

- 出 当該交付金等 に 備えるものとして政令で定める金 0 額のうち農業経営基盤強化に要する費用 額 \mathcal{O} 支
- ところにより計算した金額 当該積立てをした年分の事 業 派所得 (T) 金額として政令で定 \Diamond

る

2 \ 10 略

(農業経営基盤強 準備金

化

第六十一 等 二十七年三月三十一日までの期間 及び清算中の各事業年度を除く。) 間」という。) おいて「特定農用地利用規程」 認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程 法人」という。) る農業生産法 改 において同じ。) に該当するものが、 定する特定農業法人 (善計画に係る同項の (農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業 条の二 人 内の日を含む各事業年度 青色申告書を提出する法人で、 又は農業経営基盤強化促進法第二十三条第 (以下この項及び第三項において (認定農業生産法人を除く。) 認定を受けた農地法第二条第三項に規 という。)に定める同条第四 の指定期間内において、 (以下この項におい 平成十九年四 (解散の日を含む事業年 認定農業生 月 をいう。 「認定農業 7 日 (第三項 カュ 「 指· 農業 ら平 第三 産 項 に 項 経 定 生 定 法 度 項 期 成 規 0 産 す 営 人

五条第 場合を含む。)は、 農業経営基盤強化 計 て、 積み立てる方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てた 業年度の決算の 法により農業経営基盤強化準備金として積み立てたとき(当該事 掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方 下この項において同じ。)に要する費用の支出に備えるため、 を拡大すること又は同号の生産方式を合理化することをいう。 項において「認定計画等」という。)の定めるところに従つて行う れに類するものとして財務省令で定める交付金又は補助金 金額の計算上、 ,別所得補償法第三条第 画その他これに類するものとして財務省令で定める計画 項において「交付金等」という。)の交付を受けた場合におい 農業経営基盤強化促進法第十二条の二第二項に規定する認定 項、 第六条第 損金の額に算入する 確 当該積み立てた金額は、 定 (同法第十二条第二項第二号の農業経営の 0 日までに剰余金の処分により積立金として 一項又は第七条に規定する交付金その 項 第四条第 項若しくは 当該事業年度の所得 第四 項 (第三 (以 下 規模 他こ 次に 以 第 \mathcal{O}

(略

2 \ 8 略

> 盤強化 む。 算上、損金の額に算入する 算の確定の 業経営基盤強化準備金として積み立てたとき こと又は同号の生産方式を合理化することをいう。 これに類するものとして財務省令で定める計画 方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合を含 のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により農 営基盤強化促進法第十二条の二第二項に規定する認定計画その 条第一項又は第四条第一項に規定する交付金その他これに類する 担い手に対する経営安定のため おいて同じ。)に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金 1 ものとして財務省令で定める交付金又は補助金 「認定計画等」という。)の定めるところに従つて行う農業経営基 て「交付金等」という。)の交付を受けた場合において、 は、 (同法第十二条第二項第二号の農業経営の規模を拡大する 当該積み立てた金額は、 日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる 0 交付金の交付に関する法律 当該事業年度の所得の金額 (当該事業年度の (以下この項に (第三項にお 以下この項に 農業経 の計 第三 1 決 て 他 お

略

2 8 略

○砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第百九号)(抄)(附則第十一条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
(甘味資源作物交付金の交付)	(甘味資源作物交付金の交付)
第十九条 (略)	第十九条 (略)
2 対象甘味資源作物生産者が農業者戸別所得補償法(平成二十六	2 対象甘味資源作物生産者が農業の担い手に対する経営安定のた
年法律第号)第三条第一項第一号又は第二号の交付金の交	めの交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)第
付を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その交付を受けた	三条第一項第一号又は第二号の交付金の交付を受けたときは、前
年度の前年度に属する一月一日から当該交付を受けた年度に属す	項の規定にかかわらず、その交付を受けた年度の前年度に属する
る十二月三十一日までには種されたてん菜についての甘味資源作	一月一日から当該交付を受けた年度に属する十二月三十一日まで
物交付金は、交付しないものとする。	には種されたてん菜についての甘味資源作物交付金は、交付しな
	いものとする。
(でん粉原料用いも交付金の交付)	(でん粉原料用いも交付金の交付)
第三十三条 (略)	第三十三条 (略)
2 対象でん粉原料用いも生産者が農業者戸別所得補償法第三条第	2 対象でん粉原料用いも生産者が農業の担い手に対する経営安定
一項第一号又は第二号の交付金の交付を受けたときは、前項の規	のための交付金の交付に関する法律第三条第一項第一号又は第二
定にかかわらず、その交付を受けた年度の前年度に属する一月一	号の交付金の交付を受けたときは、前項の規定にかかわらず、そ
日から当該交付を受けた年度に属する十二月三十一日までに植付	の交付を受けた年度の前年度に属する一月一日から当該交付を受
けされたばれいしよについてのでん粉原料用いも交付金は、交付	けた年度に属する十二月三十一日までに植付けされたばれいしよ
しないものとする。	についてのでん粉原料用いも交付金は、交付しないものとする。

○食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)(抄)(附則第十二条関係)

(傍線部分は改正部分)

	現行
(権限)	(権限)
第四十条 (略)	第四十条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法(昭和二	3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法(昭和二
十四年法律第百九十五号)、家畜改良增殖法 (昭和二十五年法律第	十四年法律第百九十五号)、家畜改良増殖法 (昭和二十五年法律第
二百九号)、家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号)、	二百九号)、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)、
飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)、酪農及び肉	飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)、酪農及び肉
用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)、	用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)、
果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)、畜産物の	果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)、畜産物の
価格安定に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)、砂糖及	価格安定に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)、砂糖及
びでん粉の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第百九号)、加	びでん粉の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第百九号)、加
工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二	工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二
号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十	号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十
八号)、卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)、肉用子牛生	八号)、卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)、
産安定等特別措置法 (昭和六十三年法律第九十八号)、食品流通構	産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)、
造改善促進法(平成三年法律第五十九号)、主要食糧の需給及び価	造改善促進法(平成三年法律第五十九号)、主要食糧の需給及び価
格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)、食品循環資源	格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)、食品循環資源
の再生利用等の促進に関する法律 (平成十二年法律第百十六号)、	の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)
有機農業の推進に関する法律(平成十八年法律第百十二号)、中小	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法

(学成二十六年法律第 号)の規定によりその権限に属する法律(平成二十一年法律第二十五号)及び農業者戸別所得補金業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律

させられた事項を処理する。

第二十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律成十八年法律第百十二号)、中小企業者と農林漁業者との連携によ律(平成十八年法律第八十八号)、有機農業の推進に関する法律(平

る。

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	
(国庫納付金)	(国庫納付金)
第十一条 機構は、毎事業年度、政令で定めるところにより、次の	第十一条 機構は、毎事業年度、政令で定めるところにより、次の
各号に掲げる業務により生ずる利益の額のうち、それぞれ当該各	各号に掲げる業務により生ずる利益の額のうち、それぞれ当該各
号に定める交付金の交付に要する経費の財源に充てるものとして	号に定める交付金の交付に要する経費の財源に充てるものとして
農林水産大臣が定めて通知する金額を国庫に納付しなければなら	農林水産大臣が定めて通知する金額を国庫に納付しなければなら
ない。	ない。
一前条第五号イ及びロの業務―農業者戸別所得補償法(平成二	前条第五号イ及びロの業務 農業の担い手に対する経営安定
十六年法律第一一号)第三条第一項各号に掲げる交付金(て	のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八
ん菜の生産面積又は品質及び生産量に基づいて算定される部分	号)第三条第一項各号に掲げる交付金(てん菜の期間平均生産
に限る。)	面積(同項第一号に規定する期間平均生産面積をいう。次号に
	おいて同じ。) 又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に
	限る。)
二 前条第五号ニの業務 農業者戸別所得補償法第三条第一項各	二 前条第五号ニの業務 農業の担い手に対する経営安定のため
号に掲げる交付金(でん粉の製造の用に供するばれいしょの生	の交付金の交付に関する法律第三条第一項各号に掲げる交付金
産面積又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。)	(でん粉の製造の用に供するばれいしょの期間平均生産面積又
	は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。)

○特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)(抄) (附則祭)	(附則第十四条関係) (傍線部分は改正部分)
改正案	現行
(目的)	(目的)
第百二十四条 (略)	第百二十四条 (略)
2 この節において「農業経営安定事業」とは、農業者戸別所得補	2 この節において「農業経営安定事業」とは、農業の担い手に対
償法(平成二十六年法律第 号)第三条第一項、第四条第一	する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法
項及び第四項、第五条第一項、第六条第一項並びに第七条の規定	律第八十八号)第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づく交
に基づく交付金の交付をいう。	付金の交付をいう。
3~6 (略)	3~6 (略)